厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
482から521まで	（略）	（略）	（略）	なし	ルテチウムオキソドトレオチド（177Lu）、ニボルマブ、ペムブロリズマブ、デテゾリズマブ、デュルバルマブ、ラムシルマブ、ペバシズマブ、ネシツムマブ、アミバンタマブ、メトレキセドナトリウムクリソチニブ塩酸塩、アレクチニブ塩酸塩、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ塩酸塩、ラロトレクチニブ硫酸塩、セルペルカチニブ、ソトラシブ、グマロンチニブ、レボトレクチニブ、オシメルチニブ、ラゼルチニブメシル酸塩、アファチニブマレイン酸塩、エルロチニブ塩酸塩、ゲフィチニブ、アファニブマレイン酸塩、エルロチニブ塩酸塩、カルボプラチン、ゲムシタビン塩酸塩、化学療法、放射線療法、J038（4に限る。）、J120、J045なし	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
909から930まで	（略）	（略）	（略）	6歳以下	クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ、テポチニブ塩酸塩、カプマチニブ塩酸塩、ラロトレクチニブ硫酸塩、セルペルカチニブ、ソトラシブ、グマロンチニブ、レボトレクチニブ、オシメルチニブメシル酸塩、ラゼルチニブメシル酸塩	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
482から521まで	（略）	（略）	（略）	なし	ルテチウムオキソドトレオチド（177Lu）、ニボルマブ、ペムブロリズマブ、デテゾリズマブ、デュルバルマブ、ラムシルマブ、ペバシズマブ、ネシツムマブ、アミバンタマブ、メトレキセドナトリウムクリソチニブ塩酸塩、アレクチニブ塩酸塩、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ塩酸塩、テポチニブ塩酸塩、カプマチニブ塩酸塩、ラロトレクチニブ硫酸塩、セルペルカチニブ、ソトラシブ、グマロンチニブ、レボトレクチニブ、オシメルチニブ、ラゼルチニブメシル酸塩、アファチニブマレイン酸塩、エルロチニブ塩酸塩、カルボプラチン、ゲムシタビン塩酸塩、化学療法、放射線療法、60歳以上、J045なし	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
909から930まで	（略）	（略）	（略）	6歳以下	クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ、テポチニブ塩酸塩、カプマチニブ塩酸塩、ラロトレクチニブ硫酸塩、セルペルカチニブ、ソトラシブ、グマロンチニブ、レボトレクチニブ、オシメルチニブメシル酸塩	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）